

## 第1回 福岡市学校給食センター再整備基本構想策定委員会 議事録

### 1 開催概況

日 時：平成21年8月12日（水） 14:00～16:20

場 所：市役所行政棟 1504号会議室

出席委員：竹下輝和委員長，一井貴子副委員長

藤本一壽委員，大部正代委員，小田隆弘委員，大石桂一委員，吉村祐二委員，  
多比良啓子委員，神美代子委員，吉嗣修次郎委員，入江哲郎委員，  
飯田光夫委員，則松和哉委員，児玉隆三委員 （以上14名）

教育委員会事務局：7名

### 2 議事録（要旨）

#### (1) はじめに：教育長挨拶

- ・本市では小学校では昭和25年に自校調理方式で完全給食を開始，中学校では昭和48年に共同調理場方式で開始し，現在給食センターでは38,000食の給食を提供している。
- ・長年給食を実施してきた中で，多くの課題がある。その一つがセンターの老朽化であり，過酷な環境の中，たいへん傷みが激しくなっている。
- ・二つ目は，学校給食法が今年4月1日に昭和29年の学校給食法制定以来，初めて大幅に改正されたことであり，学校給食の目的が栄養改善を主としたものから食育の推進に改められたとともに，衛生管理の基準が法律の中に明記された。
- ・こうしたことから，従来の施設では課題や基準に対応出来なくなっており，センター機能の早急な改善が必要となっている。
- ・福岡市としては，昨年9月に「福岡市アセットマネジメント基本方針」を策定し，市の施設を効率的に維持管理し，長寿命化させるという課題もある。
- ・そうした中で今年度，給食センター再整備基本構想を策定するという段階に至った。
- ・給食の使命は安全でおいしい給食をいち早く子どもたちに提供するというものであり，今後のあり方にあたっては，使命を基本として，さらに機能面を充実するとともに，運営の合理化・効率化といった問題を踏まえて議論・提言いただきたい。

教育長は公務の都合により退席。

#### (2) 議題1：委員長，副委員長の選任等について

ア 委員長，副委員長の選任については，特に委員から選任方法等に関して自発的な提案が無かったため，教育委員会から事務局案を提示し，委員相互の推薦によって，竹下輝和委員が委員長に，一井貴子委員が副委員長に互選された。

(竹下委員長就任挨拶趣旨)

- ・一般的な建築に関する満足度評価は総じて低く、建築には十分な事前協議が必要と考える。検討にあたっては活発に議論を重ねたい。
- ・意見が一本化されずに結果的に併記する形になるかもしれないが、委員会で良い結果が出せたらと思う。

(一井副委員長就任挨拶趣旨)

- ・保護者の視点から、また、経験を踏まえ、補佐していきたい。

イ 本委員会設置要綱第9条に規定する実施の細目については、事務局から教育委員会提示案を本資料により説明し、次のとおり決定、変更された事項を除いて案のとおり承認された。

- (ア) 傍聴の手続きについては、福岡市教育委員会傍聴人規則（追加資料2）に準じることとされた。
- (イ) 議事録署名人については、今回は委員長、副委員長及び吉嗣委員の3名とし、次回以降、順番に回していくこととした。
- (ウ) 議事録への委員名の表出については、表出しないこととされた。
- (エ) 議事録閲覧については、会議資料も併せて閲覧に付すること。また、資料も含めてホームページ上でも公開することとされた。
- (オ) 類似機関との相関においては、本委員会及び他の2委員会（学校給食センター運営委員会及び学校給食運営検討委員会）の審議対象について、相互に関係のある事柄については相互に報告するなど議論の機会を確保することとされた。

## (2) 議題2：福岡市の学校給食センターの現状

ア 本資料及び学校給食センターパンフレット（追加資料4）に基づいて事務局から説明があり、給食センター紹介ビデオが上映された。

イ 説明に対して次の意見等が出された。

- (ア) 平成21年4月1日施行の改正学校給食法に明記された「学校給食衛生管理基準」（以下、「衛生基準」という。）への対応は、ソフト面を中心に実施されており、ハード面において求められている部分については不十分と言わざるを得ない。
- (イ) 衛生基準の前身である「学校給食衛生管理の基準」が制定されてから13年程度経過しているが、他都市においては制定後、基準に従って施設を整備してきたところがある一方で、福岡市はそれまでハード面での対応をあまりしてこなかった、と言われても過言ではないのではないか。
- (ウ) 衛生基準が出された頃に、厚生省（現厚生労働省）から「大量調理施設衛生管理マニュアル」が示され、病院や大規模施設はそれに従ってきた。民間に比しても立ち後れているのではないか。

- (エ) 衛生基準は、罰則なしの努力基準ではあるものの、児童生徒の健康に大きくかわる問題であるので、速やかな改善が必要である。

**(3) 議題 3：再整備事業の検討経緯**

- ア 本資料に基づいて事務局から説明があった。
- イ 過去の市内部の検討経緯は、重要な参考資料という位置づけとし、本委員会における審議を拘束するものでないことが確認された。
- ウ 説明に対して次の意見等が出された。
- (ア) 審議に際しては、将来の提供食数の把握・データの提示が必要である。

**(4) 議題 4：基本構想策定内容及びスケジュール**

- ア 本資料に基づいて事務局から説明があった
- イ 説明に対して次の意見等が出された。
- (ア) 本委員会の審議対象は、配置計画を確定し、運営体制を構築するというのが中心であろうが、給食センターの再整備にあたっては、食育の推進対策やアレルギー対応、ランチプレートの改善等の検討も必要であり重要な審議対象とすべき。
- (イ) 事業手法・運営体制の検討に関して、PFI手法が例示されているが、最近、病院における事例で失敗事例が報道されている。PFIありきの考え方に立つべきではない。
- (ウ) 廃棄物リサイクルの推進等、環境配慮も重要な課題であるが、それも含めて施設機能の要求水準や審議すべき課題を一覧形式等で再整理されたい。

**(5) その他**

- ア 次回の会議場所について、学校給食センターにおいて開催する方向で検討することとなった。
- イ 基本構想の事務局における作成については、コンサルタント委託業者を交えて行っており、その内容を審議に上程することとなった。